

令和8年6月議会 生活環境委員会報告資料

報告第20号

交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

1～3頁

報告第22号

交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

4～6頁

消 防 局

報告第 20 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

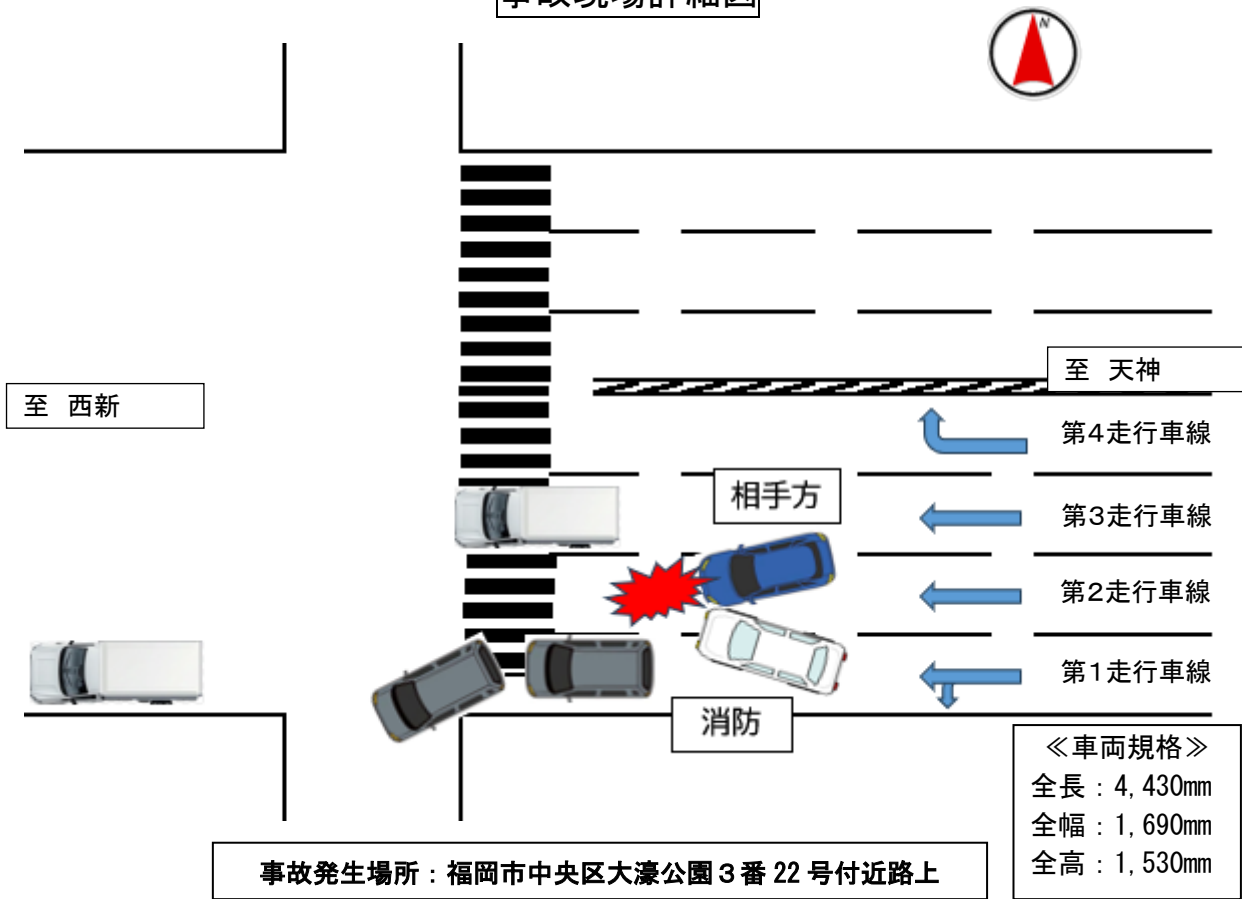
市長の専決処分事項に関する条例の規定により、交通事故による損害賠償の額を決定することについて、令和8年3月9日に次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの。

事故発生日時	令和7年10月24日（金曜日） 午前9時20分頃 天候：晴れ		
事故発生場所	福岡市中央区大濠公園3番22号付近路上		
相手方	住所	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報として認められる おそれのある情報については、掲載していません。	
	氏名		
事故の概要	令和7年10月24日午前9時20分頃、消防局警防部救急課所属の職員が、業務のため同局総務部管理課所管の小型乗用自動車を運転中、市内中央区大濠公園3番22号付近の道路上において、右側の車線に進路を変更しようとした際、その直前に当該車線の右側から当該車線に進路を変更していた相手方●●●●●所有の小型乗用自動車と接触し、当該車両を破損させ、損害を与えたものである。		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	左フロントフェンダーの損傷
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	右フロントフェンダーの損傷
過失割合	相手方 4割	本市 6割	
損害賠償額	68,548円		

事故現場見取図



事故現場詳細図



相手方車両の損傷状況



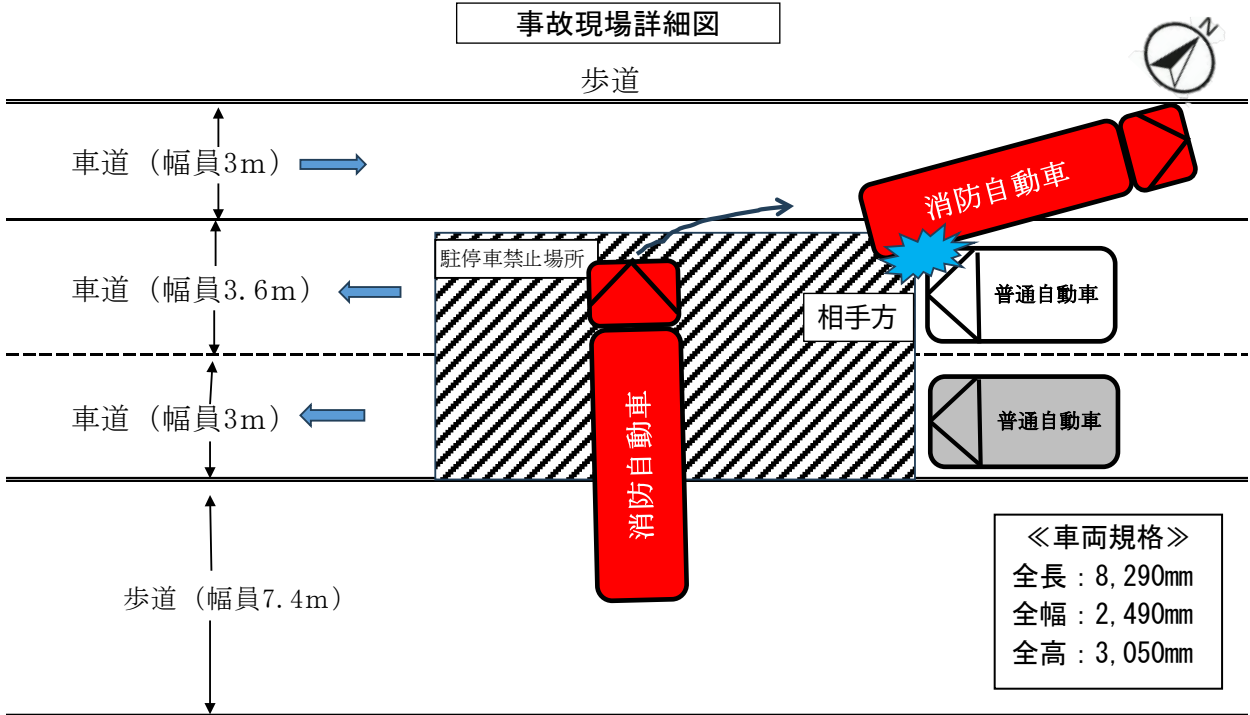
消防局車両の損傷状況



事故現場見取図



事故現場詳細図



《車両規格》
 全長：8,290mm
 全幅：2,490mm
 全高：3,050mm

東消防署敷地

事故発生場所：福岡市東区千早四丁目 15 番付近路上

相手方車両の損傷状況



消防局車両の損傷状況

